

ネットの投資詐欺 弁護士トラブル 増加中

事例多数などと大々的に宣伝している弁護士が多く存在しています。

こうした広告を信じて連絡すると、着手金を払って委任することを勧められます。着手金は弁護士が動くための必要経費で、成果がなくても返金されません。このため、弁護士を頼んだのに、被害回復どころか着手金分の損害が膨らんだという二次被害が問題となっています。

また、事務員のみが対応し、弁護士と一度も話すことなく放置されたとの相談もあります。本来弁護士が行うべき行為を無資格者が行う非行為に当たるケースもみられ、実際、昨年には非行為で逮捕、懲戒請求される弁護士が相次ぎました。

ネットだけで相談・契約できない手軽さの裏には、顔の見えない相手に任せるリスクが伴います。弁護士を依頼する際は、居住地の弁護士会に紹介してもらおうのも一つです。そのうえで実際に弁護士に会い、被害回復の可能性や委任後の流れ、費用などの説明を受け、信頼できるかどうかを見極めることが大切です。

消費生活センター

TEL 6319・1000

FAX 6319・1500

事例 SNSで知り合った人に暗号資産の投資を勧められ、海外の口座に50万円を入金した。アプリの口座上では2倍になったが、出金できず詐欺と分かった。弁護士に相談しようとしてネットで検索し、「投資詐欺に強い」「24時間無料相談」という弁護士に連絡。「早急に口座凍結しましょう」とせかされ、着手金60万円を支払い委任した。それから3か月経つが弁護士から連絡がなく、お金も戻っていない。

投資詐欺や国際ロマンス詐欺と呼ばれる手口では、加害者の特定が難しいうえ、振込先の口座を凍結しても残金がない場合が多く、被害回復は極めて困難です。にもかかわらずネット上には「詐欺専門弁護士」「24時間対応」「相談無料」「被害金の回収